

一般競争入札心得

高知県総合企画部デジタル政策課

(目的)

第1条 高知県総合企画部デジタル政策課の行う一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条。以下「政令」という。）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第2条 一般競争入札に参加することができる者は、当該入札参加者として資格を確認された者（以下「入札参加者」という。）とする。また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合はこの限りでない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札者が代理人であるときは、委任状を提出しなければならない。

3 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。

- 4 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
- 5 入札者は、いったん提出した入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。
- 6 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 当該公告における入札参加資格要件を満たす者がいないとき。
 - (2) 入札参加者が1者もいなくなったとき。

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取止め又当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。
- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
 - (2) 入札者が談合し、又は不隠の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

(入札の辞退)

- 第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
 - (2) 入札執行中には、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。
- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
 - (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
 - (3) 入札書の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書

- (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書
- (5) 公告で指定した期限までに到達しない入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状が同封されていない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金の納付等をしない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (5) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(落札の通知)

第12条 落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を入札参加者に通知する。

(同額等の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。この場合は、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第14条 開札の結果、落札とするべき入札がないときは、日時及び場所を別に定めて再度の入札を行う。この場合において、郵送による参加者があり、その者が立ち会っていない場合は別に定める時に、その他の場合においては直ちに行う。

2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）行う。

3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

4 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、最低価格者（失格者及び辞退者を除く。）から順次随意契約の折衝を行うことがある。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合は、この限りではない。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、落札決定の日から契約担当者が定める期日までに交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、政令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。
- 3 前項の随意契約の見積合わせは、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。
- 4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序をみだすおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

(異議の申立て)

第17条 入札者は、入札後にこの心得又はあらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。